

# 特別養護老人ホーム 春風堂 利用料金表（施設入所）

令和6年4月1日より適用

## ＜★介護保険負担分1割＞ 介護福祉施設サービス費 ※負担割合に応じて金額の変化あり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
1日当りの金額	573円	641円	712円	780円	847円	介護保険1割負担分（非課税）

## ＜★その他加算項目＞ ※必要に応じて加算されます

	各介護度共通	備 考
看護体制加算Ⅰ口	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置（非課税）
看護体制加算Ⅱ口	8円/日	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している（非課税）
個別機能訓練加算Ⅰ	12円/日	機能訓練計画が作成され、実施している場合（非課税）
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/日	Ⅰを算定し、厚生労働省へ情報提供を行う場合（非課税）
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	個別に担当者を含め、若年性認知症入所者を受入れた場合（非課税）
外泊時費用	246円/日	外泊、入院した期間、月6日を限度として算定（非課税）
初期加算	30円/日	入所日から30日以内の期間、1ヶ月以上入院ののち退院後30日（非課税）
再入所時栄養連携加算	200円/回	入所者が入院等で退所し、再度入所する際に栄養管理に大きく変化が生じた場合、管理栄養士と病院等の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合（1回につき）（非課税）
退所前訪問相談援助加算	460円/回	入所期間1ヶ月超えの入所者が退所するにあたり、居宅を訪問し退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合算定（非課税）
退所後訪問相談援助加算	460円/回	入所者が退所後、30日以内の居宅を訪問し、相談援助を行った場合算定（非課税）
退所時相談援助加算	400円/回	入所者が退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において、かつ当該入所者の同意を得、退所の日から2週間以内に居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合算定（非課税）
退所前連携加算	500円/回	退所に先立って、介護支援専門員と連携して退所後の居宅サービス等の調整を行った場合算定（非課税）
療養食加算	6円/回	食事箋に基づく療養食を提供した場合（1食につき）（非課税）
配置医師緊急時対応加算①	650円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診察を行なった場合（早朝・夜間）（非課税）
配置医師緊急時対応加算②	1,300円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診察を行なった場合（深夜）（非課税）
看取り介護加算Ⅱ①	72円/日	入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の看取り介護を実施した場合（死亡日以前31日～45日）（非課税）
看取り介護加算Ⅱ②	144円/日	入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の看取り介護を実施した場合（死亡日以前4日～30日）（非課税）
看取り介護加算Ⅱ③	780円/日	入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の看取り介護を実施した場合（死亡日前日及び前々日）（非課税）
看取り介護加算Ⅱ④	1,580円/日	入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の看取り介護を実施した場合（死亡日）（非課税）
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること（非課税）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13円/月	評価の結果、入所時又は利用開始時に褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生のないこと（非課税）
排泄支援加算Ⅰ	10円/月	排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき算定（非課税）
排泄支援加算Ⅱ	15円/月	入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつの使用を使用無しに改善した場合に算定（非課税）
排泄支援加算Ⅲ	20円/月	入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつの使用を使用無しに改善した場合に算定（非課税）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する場合（非課税）
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円/月	上記（Ⅰ）に加えて、疾病や服薬情報等の情報も提出した場合（非課税）
夜勤職員配置加算	16円/日	夜勤帯に係る職員の配置を強化（4名体制）、看護師・介護福祉士・特定行為業務登録者のいずれか1名を配置（非課税）
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	介護職員のうち、介護福祉士の割合が全体の80%以上配置（非課税）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に6.0%を乗じた単位数。介護職員の処遇改善及び介護に必要な労働力確保のための加算	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.7%を乗じた単位数。介護職員等の処遇改善のための加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数。介護職員等の処遇改善のための加算	

## ＜その他の利用料＞

	各介護度共通	備 考
★食費	1,750円/日	1日3食（非課税）※第1～第3段階の利用者は減免措置あり
★居住費（1人部屋）	1,200円/日	（非課税）※第1～第3段階の利用者は減免措置あり
★居住費（3人部屋）	900円/日	（非課税）※第1～第3段階の利用者は減免措置あり
理容代	3,000円 2,800円 2,600円 2,000円	内容により金額が異なります。実費徴収（非課税）
電気製品使用	77円/日（税込）	テレビ・電気毛布等、持ち込みで使用の場合（課税）
文書発行代	診断書3,300円 証明書1,100円（税込）	おむつ使用証明書等（課税）
個室利用	1,100円/日（税込）	テレビ・テーブルセット等付き（課税）
利用料振替手数料	90円/月	預金口座振替利用による手数料

### － そ の 他 －

1. 利用料の額の徴収に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得るものとします。
2. 各サービスの料金は、介護保険負担分、居住費、食費、その他共通の加算等の合計額となります。
3. 介護保険負担分につきましては、医療費控除が受けられます。
4. 個室加算、電気製品使用料、文書料につきましては、税込表示となっています。
5. 食費、居住費につきましては、世帯の所得等に応じて負担の限度額が設定されます（特定入所者介護サービス費）。その際には、市町村から発行される「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。

### 「食費・居住費の負担限度額」 ※1日の負担限度額です

	食 費	居住費費 （個室）	居住費費 （多床室）
利用者負担第3段階（1）	650円	820円	370円
利用者負担第3段階（2）	1,360円	820円	370円
利用者負担第2段階	390円	420円	370円
利用者負担第1段階	300円	320円	0円